

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 216

処 分 名	伝染性疾患罹患者の入浴特例の許可	
処 分 の 概 要	許可申請に基づいて書類審査及び施設確認を行い、基準を満たす場合には特例を許可する。	
根 拠 法 令 名	公衆浴場法(昭和23年法律第139号)	
条 項	第4条	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	<p>公衆浴場法施行規則第5条の規定に適合していること。</p> <p><b>【根拠法令】</b>  <b>公衆浴場法</b>                  第四条 営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。</p> <p><b>【基準法令】</b>  <b>公衆浴場法施行規則</b>                  第五条 次に掲げる場合は、法第四条ただし書の規定により都道府県知事の許可を受けて、同条に規定する患者(以下「患者」という。)を入浴させることができる。                  一 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉が法第四条に規定する伝染性の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ、患者用の入浴施設が別に設けられている場合                  二 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。